

青森県報

号外第十七号

平成二十六年
三月二十六日
(水曜日)

目 次

規 則

- 青森県医療療育センター規則の一部を改正する規則…………… (障害福祉課) …… 一
- 青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則…………… (労政・能力開発課) …… 一
- 青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則 (整備企画課) …… 二

訓 令

- 職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 二

告 示

- 青森県立三沢航空科学館の食堂施設及び売店施設の使用料の額の一部改正…………… (地域活力振興課) …… 二
- 県民福祉プラザの喫茶施設の使用料の額の一部改正…………… (健康福祉政策課) …… 二
- 青森県立美術館の食堂施設及び売店施設の使用料の額の一部改正…………… (観光企画課) …… 三
- 青森県営浅虫水族館の食堂施設の使用料の額の一部改正…………… (同) …… 三

規

則

青森県医療療育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六号

青森県医療療育センター規則の一部を改正する規則

青森県医療療育センター規則(平成十七年十一月青森県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県療育福祉・医療療育センター規則

第一条中「青森県医療療育センター条例」を「青森県療育福祉・医療療育センター条例」に改める。

第五条第一号中「青森県医療療育センター条例第二十一条第一項」を「青森県療育福祉・医療療育センター条例第二十三条第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則(平成十二年三月青森県規則第一百十一号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中「すべて」を「全て」に、「一万六千五百円」を「一万七千九百円」

に、「一万三千七百円」を「一万四千九百円」に、「一万二千円」を「一万三千円」に改め、第二項の表中「ウエルポイント施工」の下に、「化学分析」を加え、「二万千円」を「一万九千九百円」に、「九千円」を「九千九百円」に、「八千円」を「八千七百円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則

青森県工業用水道事業条例施行規則（昭和四十一年四月青森県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条各号中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第一号

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「五、九七〇円」を「五、九九〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、八七〇円」に、「徴収事務コース」を「税務・徴収コース」に、「六、一四〇円」を「六、二二〇円」に、「税務会計特別コース」を「会計コース」に、「五、六〇〇円」を「五、七四〇円」に、「二、三六〇円」を「二、三二〇円」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の職員の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第二百二十号

平成十五年八月八日青森県告示第五百十三号（青森県立三沢航空科学館の食堂施設及び売店施設の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「七十九万八千三百円」を「八十二万二千円」に、「三十九万三千三百円」を「四十万二千四百円」に改める。

青森県告示第二百一十一号

平成十年四月一日青森県告示第二百十三号（県民福祉プラザの喫茶施設の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

「八十万三千二百五十円」を「八十二万六千二百円」に改める。

青森県告示第百二十二号

平成十八年七月十二日青森県告示第五百二十二号（青森県立美術館の食堂施設及び売店施設の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「八十三万四千八百円」を「八十五万八千六百円」に、「六十六万五千六百円」を「六十八万四千六百円」に改める。

青森県告示第百二十三号

平成二十一年七月二十一日青森県告示第四百九十六号（青森県営浅虫水族館の食堂施設の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

「七十六万七千三百円」を「七十八万九千二百円」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭